

陳 情 文 書 表

令 8 陳 情 第 1 号	令 和 8 年 2 月 1 2 日 受 理
件 名	新宿区において顕在化した事例を受けて政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する早期の実態把握と再発防止を求める陳情書
陳 情 者	横浜市旭区四季美台 5 5 - 6 ハラスメントから職員を守る神奈川県民の会 代表 出井 健三郎
陳 情 の 要 旨	
<p>全国の市区町村庁舎内において、政党機関紙の勧誘（営業）、配達、集金が無許可で行われていることが、以前より問題視されてきましたが、特に新宿区の状況がアンケート調査とメディア報道で公になったことで、議会関係者のみならず、多くの国民にその実態が認知され、社会的な関心が一層高まっています。</p> <p>この問題の早期是正に向け、各地方自治体では「庁舎内における勧誘行為の実態調査の実施」、「庁舎管理規則に基づく営業行為禁止の確認」、「調査結果に基づく職員への救済措置」などを求める陳情・請願が相次いで採択されており、令和 8 年 1 月現在、全国 1 0 4 の自治体において調査や是正措置等の対応が行われています。</p> <p>ハラスメントから職員を守る神奈川県民の会（県民の会）は、令和 5 年から庁舎内における議員による政党機関紙の勧誘行為には職員への心理的圧力が伴っており、政治的中立性にも疑問があると指摘し、神奈川県内の市町村に陳情を出して改善を求めてまいりました。</p> <p>神奈川県議会と 1 6 の市町村議会で陳情が採択され、それを踏まえて神奈川県と 8 の市町でアンケートが行われ、実態が明らかになりました。神奈川県議会でも令和 7 年 6 月議会で陳情が採択され、同年 8 月に管理職を対象に調査を実施したところ、4 人が心理的な圧力を感じ、うち 2 人がハラスメントを受けたと明確に回答しています。</p> <p>これらのアンケート結果を見ると、地方議員から政党機関紙の勧誘を受けた際に、「購読しなければならないという心理的な圧力を感じた」と回答した職員が全国平均で 5 7 % に上っています。また、現在も購読している職員のうち、「購読をやめたいが、言い出しにくい」と回答した割合が過半数を占めて</p>	

います。

新宿区では、管理職132人を対象に実施されたハラスメントに関するアンケートにおいて、85.2%が区議会議員から政党機関紙の購読勧誘を受けた経験があると回答しました。そのうち64.3%が「心理的な圧力を感じた」と回答し、50%が「やむを得ず購読した」と答えました（令和7年8月）。

この調査結果を受け、新宿区議会は「議員が職員に対して政党機関紙の勧誘、販売、集金等を行うことでパワーハラスメントに該当し得る状態が生じている」と指摘し、行政に対応を求め、新宿区は、職員への政党機関紙勧誘や庁舎内での集金を行わないよう区議会に要請するとともに、購読継続を望まない職員の集団解約を仲介しました。

また、千葉市では、現在購読中の職員に購読理由を尋ねたところ、「解約を申し出づらい」、「周囲の職員への影響に配慮した」などの回答があり、自らの意思で購読していると回答した職員はいませんでした（令和7年3月）。

現在は、政党機関紙の電子版も発行されており、希望があれば、職員個人が自宅等で自由に申込み、購読、支払いができる社会環境が整っています。そのため、職員が庁舎内で勧誘、配達、集金を受ける必要性はなくなっており、本人の意思に反する庁舎内購読を見直すことは、結果として庁舎における政治的中立性の確保にも資する状況となっています。

これまで多くの自治体において、「行政としては職員から具体的な相談がない」という理由から、政党機関紙購読に伴う職員の苦痛やストレスが表面化せず、なかったこととされてきました。しかし、実態調査を行うことで、行政が職員の本音を把握できるようになった事例が各地で確認されています。貴自治体においても、「政党機関紙の勧誘行為が行われていないか」、「その勧誘により心理的な圧力を感じている職員がいないか」について、まずは現状把握に努めていただきたく存じます。

また、庁舎管理規則により、庁舎における勧誘、営業行為は原則として禁止されています。これは地方議員による政党機関紙の勧誘行為についても同様であると考えられます。つきましては、当該規則の趣旨を踏まえ、地方議員に対しても改めてルールの遵守を確認する対応を行ってください。

秦野市では、以前提出した陳情が不採択でしたので、調査が行われておらず、実態は不明であることから再度陳情を出すことにしました。政党機関紙の勧誘は、役職者の新規任命が行われる3月末から4月上旬に集中する傾向が

あります。従来から課題として認識されてきた側面はありますが、新宿区等で明確な実態が顕在化したことを鑑み、庁舎内での勧誘行為を通じて、議員から職員に対する心理的圧力や意思に反する購読が生じることのないよう、議会として早急な確認をお願いします。

陳情事項

- 1 庁舎内において、職員が地方議員から政党機関紙の勧誘を受け、心理的な圧力を感じたり、断りきれずに購読している実態がないか、可能な限り早期に、職員に寄り添った形で調査・確認をするよう、行政に求めること。
- 2 仮に心理的な圧力を受けた職員が確認された場合には、当該職員の意思が尊重されるよう、適切な対応を求めること。